資料４－３

番号ポータビリティの実施の例外として総務大臣が特に認める場合について

令和７年１月３０日

総合通信基盤局

番号企画室

番号ポータビリティの実施の例外及び利用者への該当として総務大臣が特に認める場合

- 電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）に規定する固定電話番号の番号ポータビリティの実施の例外（番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合）及び利用者への周知の必要性は次のとおり。
- 実施の例外については総務省ホームページに掲載し、随時更新を行う。

※ 総務省HP　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/kotei_portability.html

（令和７年１月30日時点）

実施の例外		利用者への周知の必要性
● **技術的な困難性を勘案して総務大臣が特に認める場合**		
①	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）以外の事業者が払い出した電話番号及びＮＴＴ東西が光ファイバーを利用した光ＩＰ電話サービス（ひかり電話）用として払い出した電話番号を、ＮＴＴ東西加入電話及び総合デジタル通信サービス（ＩＮＳネット）に移行する場合。	○
②	移転元事業者と移転先事業者の設備で収容可能な固定電話番号の番号帯が異なる場合。 ※　詳細は別途説明。	○ ※ 該当が見込まれる利用者に対しては周知が必要
● **利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合**		
以下の固定電話サービスから移行する場合や当該固定電話サービスに移行する場合。		
•	利用者が番号を意識しないサービス（NTT東西が提供する公衆電話及び緊急通報用電話サービス等）	―
•	臨時電話サービス	―
•	一般の利用者に対して提供されないサービス（株式会社日本緊急通報サービスが提供する消防機関等への代理通報サービス）	―

（参考）利用者への周知が必要となる番号ポータビリティの実施の例外

- NTT東日本・西日本が提供するメタルIP電話については、その提供区域に係るメタル収容装置にあらかじめ登録されている電話番号以外の電話番号の収容が不可能となっている。
- そのため、①他の事業者で指定を受けた電話番号を受け入れることや、②（仮に同一番号区画内であっても、）他のメタル収容装置による提供区域で使用されていた電話番号の受け入れが技術的に不可能。

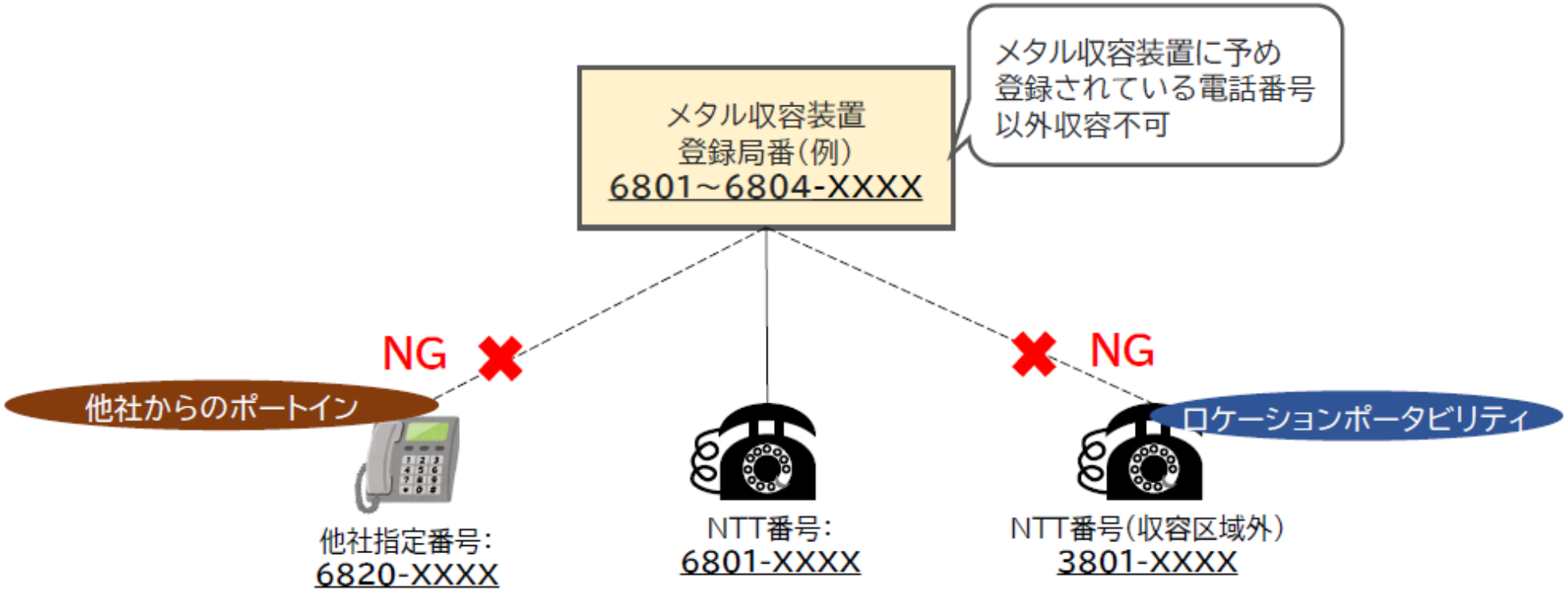

＜出典＞情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第34回）
資料34-9（東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社説明資料）から作成